

沼津市建設工事の中間前金払に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号。以下「規則」という。）第75条第2項に規定する前払金に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、規則第75条第1項の規定により前金払を行った建設工事のうち、次に掲げる要件を全て満たす建設工事を対象とする。

- (1) 沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成12年6月27日施行）第5条第1項に規定する低入札価格調査を行った建設工事でないこと。
- (2) 中間前金払の申請時に規則第78条第1項に規定する部分払の支払を行った建設工事でないこと。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表（規則第54条第1項に規定する工程表をいう。以下同じ。）により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の建設工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の建設工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該建設工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の建設工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて同項を準用するものとする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2以内の額とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 債務負担行為等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該債務負担行為等の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額に対してすることができる。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払の認定申請書（第1号様式）に、工程表及び規則第54条第3項に規定する工事工程月報を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定申請書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを10日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定書（第2号様式）により、中間前金払を受けようとする者へ通知するものとする。
- 3 前項の認定を受けた中間前金払を受けようとする者は、沼津市会計規則（昭和39年沼津市規則第15号）第20条第2項に規定する請求書に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

(中間前金払の額の変更)

第6条 中間前金払を受けた者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく中間前金払の額から受領済みの中間前金払の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前金払の支払いを請求することができる。この場合において、中間前金払の申請及び請求の方法は、前条の規定を準用する。

2 中間前金払を受けた者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前金払の額及び中間前金払額（以下この項において「前金払等の額」という。）が、減額後の請負代金額に基づく前金払等の額に当該減額後の請負代金額の10分の1に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前金払の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長と中間前金払を受けた者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、中間前金払を受けた者に通知する。

4 市長は、中間前金払を受けた者が第2項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（中間前金払の使用等）

第7条 中間前金払を受けた者は、中間前金払を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払い運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（解除に伴う措置）

第8条 市長は、中間前金払が未完済で竣工の見込みのない工事について契約を解除する場合は、中間前金払の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年3月20日から施行する。

認定申請書

年 月 日

（あて先）沼津市長

住所
受注者 商号又は名称
氏名

※以下は押印省略する場合に記載すること

責任者	所属・氏名	連絡先
担当者	所属・氏名	

以下の建設工事について中間前払金を受領したいため、要件を満たしていることを認定されたく沼津市建設工事の中間前払金に関する取扱要領第5条の規定に基づき必要書類を添えて申請します。

工事名	
工事箇所	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
請負代金額	
工事担当課	
沼津市契約規則第75条第1項に規定する前払金の受領日	年 月 日
摘要	

添付書類

工程表（沼津市契約規則第54条第1項）

認定書

年 月 日

様

沼津市長

印

以下の建設工事について沼津市建設工事の中間前金払に関する取扱要領第 5 条に規定する中間前金払の要件を満たしていることを認定します。

工事名	
工事箇所	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
請負代金額	
工事担当課	
摘要	